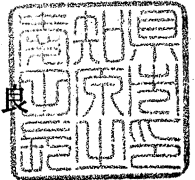


30田環第409号
平成31年1月11日

愛知県知事 大村 秀章 様

田原市長 山下 政良



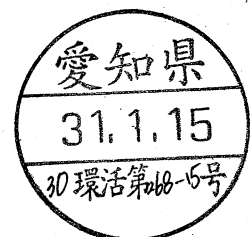
トヨタ自動車田原工場風力発電所設置事業環境影響評価準備書について
(回答)

平成30年11月22日付け30環活第268-8号で照会のありましたこのことについて、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 騒音、風車の影等、地域住民の生活環境の保全に十分に配慮し、苦情が発生した場合には誠意をもって対応すること。
- 2 鳥類等の野生動物の生息に影響がないよう十分な対策を行い、事業開始後も準備書に記載のある事後調査を実施し必要に応じて適切に対応すること。

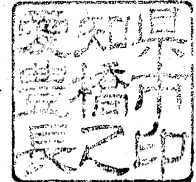
以上



30豊環保第275号
平成31年1月7日

愛知県知事 大村 秀章 様

豊橋市長 佐原 光一



トヨタ自動車田原工場風力発電所設置事業に係る環境影響評価準備書について
(回答)

平成30年11月22日付け30環活第268-8号にて照会のあったこのこと
について、下記のとおり回答いたします。

記

○環境の保全について

- ・騒音や振動を始めとした環境に対する影響を極力少なくするとともに、全般的な環境の保全に努めること。
- ・騒音の発生に留意し、苦情が発生した際には真摯に対応すること。

○動物・植物・生態系について

- ・希少猛禽類チュウヒについて、事業開始後には事後調査を適切に実施するとともに、できるだけ影響を与えないよう配慮すること。
- ・新たな事実が判明した場合等においては、必要に応じた調査を実施し、動植物等生態系への影響をできるだけ与えないよう配慮すること。

○景観について

- ・周辺環境にとけ込む色彩にしたり、屋外広告物の表示を控えるなど、豊橋市内からの良好な眺望が阻害されないよう配慮をすること。

【担当】

豊橋市環境部環境保全課
連絡先 0532-51-2385

